

委託契約書(案)

支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局長 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、平成18年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業委託事業(〇〇〇〇)
(以下「委託事業」という。)の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託事業)

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

(1) 委託事業名

平成18年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業委託事業(〇〇〇〇)

(2) 委託事業の内容及び経費

別添委託事業計画書(別紙様式第1号)のとおりに従うものとする。

(3) 履行期限

平成 年 月 日

(委託事業の遂行)

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。
当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の限度額)

第3条 甲は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として、金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇,〇〇〇円)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(試験研究調査委託)

第5条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任することを必要とするときは、別紙「委託事業の試験研究調査委託に関する特約条項」に従って行うものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、委託事業が終了したとき(委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書(別紙様式第2号)正副2部を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の実績報告書の全ての著作権を甲に譲渡する。

(検査)

第7条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

第8条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第9条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲の概算払についての財務大臣との協議が調い、乙が委託事業の完了前に必要な経費を受けようとするときには、概算払を請求することができ、甲は、これを適当と認めたときは、これを支払うことができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書(別紙様式第3号)正副2部を甲に提出するものとする。

(過払金の返還)

第10条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第8条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止(廃止)申請書(別紙様式第4号)正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第12条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書(別紙様式第5号)正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託事業計画書の2の収支予算の支出の部の区分の欄に掲げる費目(試験研究調査委託費を除く。)の相互間(直接経費から間接経費への流用を除く。)における30%以内の流用については、この限りではない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

第14条 甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(特許権等)

第15条 甲は、この委託事業に係る技術に関する研究の成果に係る次の各号に掲げる権利等(以下「特定特許権等」という。)を乙から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 品種登録を受ける地位又は育成者権
- (5) プログラム及びデータベース著作物に関する著作権

第16条 前条の規定にかかわらず、乙があらかじめ確認書(別紙様式第6号)を甲に提出した場合、特定特許権等については、甲は、その特定特許権等を乙から承継しないことができるものとする。ただし、乙が、次の各号に掲げる事項について、履行していないと甲が認める場合には、乙は、当該特定特許権等を無償で甲に譲り渡すものとする。

- (1) この委託事業に係る研究成果が得られた場合には、乙は、遅滞なく、甲にその旨を報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、乙は、無償で当該特定特許権等を利用する権利を甲に許諾すること。
- (3) 当該特定特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用してい

ないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、乙は、当該特定特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

- 2 乙が本条第1項の確認書を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該特定特許権等を無償で甲に譲り渡さなければならない。その際、特許権等を出願している場合は、甲へ名義変更を行い、特許権等を取得している場合は、甲へ特許権等を移転するものとする。なお、名義変更等により発生する費用は乙が負担する。

(特定特許権等の報告)

第17条 乙は、本委託に係る特定特許権等の出願又は申請を行った場合には、特許権等出願通知書（別紙様式第7号）により、当該出願等について設定の登録等を受けた場合には、特許権等通知書（別紙様式第8号）又は著作物通知書（別紙様式第9号）により、それぞれ遅滞なく甲に報告しなければならない。

(特定特許権等の譲渡)

第18条 乙は、本委託に係る特定特許権等を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、事前協議書（別紙様式第10号）を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、前二条、次条及び第20条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(特定特許権等の実施許諾)

第19条 乙は、本委託に係る特定特許権等について、甲以外の第三者に許諾する場合には、事前協議書（別紙様式第11号）を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、第16条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(特定特許権等の放棄)

第20条 乙は、本委託に係る特定特許権等を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、事前協議書（別紙様式第12号）を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、甲又は甲が認める第三者が求める場合には、無償で当該特定特許権等をその者に譲り渡すものとする。

(優先的利用の許諾)

第21条 甲が乙から承継した特許権等を、乙が優先的に利用しようとするとき又は乙の指定する第三者に優先的に利用させようとするときは、乙は、甲乙協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、甲の許諾を受けなければならない。

- 2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、許諾期間の延長が必要であると認めたときは、甲は、当該許可に要した期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間（育成者権にあっては、特に必要と認められる場合には5年間）を限度として延長することができる。
- 3 甲は、次の場合には当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。
 - (1) 乙が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。
 - (2) 利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。
 - (3) 農林畜水産業の改良発達、農山漁家の福祉の増進及び国民食糧の安定的供給の観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(物品管理)

第22条 乙は、委託費により購入した物品を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 委託事業終了後、前項に規定する物品のうち返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。

(委託事業の調査)

第23条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(帳簿等)

第24条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類又は証拠物を、事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(普及・事業化等への協力)

第25条 乙は、甲が行う当該委託事業に関して、その目指す内容、得られた成果に係る普及・事業化及び国民理解の促進に関する取組に積極的に協力し、委託事業の成果が国民に還元されるよう努めるものとする。

(追跡調査)

第26条 甲は、成果公表から1年以上6年未満となる委託事業の成果を対象とし、成果の普及・活用状況について(別紙様式第13号により)乙に報告を求めることができるものとする。

(秘密の保持)

第27条 乙は、委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出しをしてはならない。

(個人情報に関する秘密保持等)

第28条 乙及びこの委託事業に従事する者(従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。)は、この委託事業に関して知り得た個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前二項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第29条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出してはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第30条 乙は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第31条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(個人情報の保護)

第32条 甲は、本委託事業における研究受託者の研究課題データのほか、研究者の個人情報を取扱う際にはプライバシーの保護に十分に配慮し、法令その他の規範を遵守するものとする。

(疑義の解決)

第33条 前各条のほか、この契約に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものと

する。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者（甲） 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局長 印

受託者（乙） ○○県○○市○○1-1-1

○○○○ ○○ ○ ○ ○ ○ 印

委託事業の試験研究調査委託に関する特約条項

(目的)

第1条 本特約条項は、乙が委託事業をより効果的に遂行するため、委託事業の一部を試験研究調査委託する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(試験研究調査委託の範囲)

第2条 試験研究調査委託は委託契約書（以下「契約書」という。）第1条第2号に定める委託事業の内容の範囲を超えてはならない。

(試験研究調査委託の条件)

第3条 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に試験研究調査委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、契約書第28条から第31条までに規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(報告書)

第4条 乙は、契約書第6条に定める委託事業実績報告書を事業の履行期限までに試験研究調査委託先より提出させなければならない。

(試験研究調査委託事業計画の変更)

第5条 乙は、委託事業計画書の5試験研究調査委託事業計画を変更しようとするときは、契約書第12条に定める委託事業計画変更承認申請書によりあらかじめ甲の承認を得なければならない。

(特許権等)

第6条 契約書第15条から第21条までの規定は、試験研究調査委託の結果生じた特許権等について準用する。ただし、特許権等の持分については、乙が試験研究調査委託先との協議の上、別途定めることができる。

(物品管理)

第7条 契約書第22条の規定は、試験研究調査委託により取得される物品について準用する。

別紙様式第1号

委 託 事 業 計 画 書

1 事業内容

ア 事業実施方針（研究目標）及び研究（調査）内容

平成18年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業委託事業（緊急課題即応型調査研究）実施要領に基づき委託事業を実施する。（課題番号：〇〇〇〇）

イ 事業実施期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

ウ 担当者

課題番号〇〇〇〇：課題名称

エ 研究及び報告の方法

受託者が事業を終了したときは、実績報告書2部を作成し、当該事業に係る委託者に平成 年 月 日までに報告すること。

2 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
国庫委託費	円	うち消費税及び地方消費税の額 円

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
直接経費	円	人件費 円 謝金 円 研究員旅費 円 委員旅費 円 試験研究費 円 （うち賃金 円） 消費税相当額 円 （〇〇の消費税等）
間接経費		直接経費の30%以内
試験研究調査委託費		試験研究調査委託 件
計		

(注) 備考欄には、各区分の欄の経費について算出基礎を記入し、必要に応じ説明を付すること。

3 物品購入計画（物品の購入がある場合）

品名	規格	員数	購入予定		使用目的	備考
			単価	金額		
			円	円		

（注）記載する品目は、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得る物品とする。

4 支払計画（概算請求限度額）

第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
円	円	円	円

5 試験研究調査委託事業計画

ア 委託事業名

別紙のとおり

イ 委託する理由

別紙のとおり

ウ 委託先

別紙のとおり

エ 委託の内容、委託の限度額

別紙のとおり

オ 委託の期間

開始(予定) 平成 年 月 日

完了 平成 年 月 日

カ 結果の報告及び取扱い

結果の報告は、報告書によるものとする。

5 試験研究調査委託事業計画 (課題番号〇〇〇:課題名称)

ア 委託事業名	イ 委託する理由	ウ 試験研究調査委託先		エ 委託の内容
平成18年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業委託事業(〇〇〇)		住所		
		名称		
		代表者		
平成18年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業委託事業(〇〇〇)		住所		
		名称		
		代表者		

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局長殿

(受託者)

住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け契約のこのことについて、下記のとおり、事業を実施したので、委託契約書第6条の規定により、その実績を報告します。

(なお、併せて委託費金 円也の支払を請求します。)

1 事業の実施状況

- ア 事業項目及び研究対象
- イ 事業実施期間
- ウ 担当者
- エ 事業の成果（又はその概略）
- オ 事業成果報告書の配布実績等

2 収支精算

収入の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫委託費					
計					

支出の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比較増減		備 考
			増	減	
計					

(注) 1 備考欄には、精算の内訳を記載のこと。

2 試験研究調査委託先がある場合は、契約書の写しを添付すること。

3 物品購入実績 (物品を購入した場合)

品名	規格	員数	購入実績		使用目的	備考
			単価	金額		
			円	円		

(注) 物品購入計画に掲げたもののほか、記載する品名は、物品購入計画の場合と同様とする。

別紙様式第3号

平成 年度〇〇委託事業委託費 ^{概算払}請求書
_{精算払}

番 号
 年 月 日

官署支出官
 農林水産省大臣官房経理課長 殿

(受託者)

住 所
 氏 名

印

平成 年 月 日付け契約の平成 年度〇〇事業について、下記により委託費金 円也
^{概算払}により支払されたく請求します。
_{精算払}

記

区 分	国庫委託費	既受領額		今回請求額		残高		事業完了 予 定 年月日	備 考
		金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高		
	円	円	%	円	%	円	%		
計									

(注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする。

別紙様式第4号

平成 年度〇〇委託事業中止（廃止）申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局長殿

(受託者)

住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け契約の平成 年度〇〇委託事業について、下記により中止（廃止）したいので、委託契約書第11条第1項の規定により申請します。

記

1 委託の中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）しようとする以前の研究実施状況

ア 研究について

イ 経費について

経費支出状況

経費の区分	〇月〇日現在支出済額	残 額	支出予定額	中止（又は廃止）に伴う不用額	備 考

3 中止（廃止）後の措置

ア 事業について

イ 経費について

ウ 経費支出予定明細

経 費 の 区 分	支出予定金額	算 出 基 礎 (名称、数量、単価、金額)

別紙様式第5号

平成 年度〇〇委託事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局長殿

(受託者)

住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け契約の平成 年度〇〇委託事業について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第12条の規定により承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更する事業計画又は事業内容

3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

確 認 書

番 号
年 月 日

農林水産技術会議事務局長 殿

住 所

氏 名

印

△△（以下「乙」という。）は、農林水産技術会議事務局長（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

- 1 乙は、甲からの委託を受けて行う平成18年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業委託事業（緊急課題即応型調査研究）に関する研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- 2 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその利用を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係る特定特許権等を利用する権利を甲に許諾する。
- 3 乙は、当該特定特許権等を相当期間（明確な期間を希望する場合には3年間）活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特定特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。
- 4 乙は、上記2に基づき甲に当該特定特許権等を利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
- 5 乙は、甲が上記3に基づき、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

番 号
年 月 日

農林水産技術会議事務局長殿

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」について、下記のとおり特許権等の出願を行いましたので、委託契約書第16条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願国
- 2 出願に係る特許権等の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 代理人
- 8 優先権主張

特許権等通知書

番 号
年 月 日

農林水産技術会議事務局長殿

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る特許権等の登録等の状況について委託契約書第16条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願等に係る特許権等の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
- 6 代理人
- 7 登録日
- 8 登録番号

著作物通知書

番 号
年 月 日

農林水産技術会議事務局長殿

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る著作物について委託契約書第1
6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 著作物の種類
- 2 著作物の題号
- 3 著作者の氏名 (名称)
- 4 著作物の内容

別紙様式第10号

平成 年度〇〇委託事業に係る特定特許権等 譲 渡 事前協議書

番 号
年 月 日

農林水産技術会議事務局長殿

住 所

氏 名

印

この度、本委託に係る特定特許権等につき甲以外の第三者に譲渡する予定ですので、委託契約書第17条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特定特許権等の名称及び権利期間
- 2 特定特許権等を譲渡する相手方
- 3 特定特許権等を譲渡する比率
- 4 特定特許権等を譲渡する理由
- 5 特定特許権等を譲渡することにより見込まれる効果等
- 6 特定特許権等の譲渡予定年月日
- 7 特定特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無
- 8 特定特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ①相手先
 - ②実施期間
 - ③許諾料収入

(添付書類)

譲渡契約書 (案) (写)

別紙様式第11号

平成 年度〇〇委託研究に係る特定特許権等 実施許諾 事前協議書

番 号
年 月 日

農林水産技術会議事務局長殿

住 所

氏 名

印

この度、本委託に係る特定特許権等につき甲以外の第三者に実施許諾する予定ですので、委託契約書第18条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特定特許権等の名称及び権利期間
- 2 特定特許権等の実施許諾の種類（専用実施権の場合は特定特許権等の登録年月日を記述）
- 3 特定特許権等を実施許諾する相手方
- 4 特定特許権等を実施許諾する理由
- 5 特定特許権等を実施許諾することにより見込まれる効果等
- 6 許諾契約予定年月日
- 7 実施契約期間
- 8 特定特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ①相手先
 - ②実施期間
 - ③許諾料収入
- 9 特定特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無

(添付書類)

1. 実施契約書（案）（写）
2. 実施料算定内訳書（写）
3. 実施に係る事業計画書（写）

別紙様式第12号

平成 年度〇〇委託研究に係る特定特許権等 放棄 事前協議書

番 号
年 月 日

農林水産技術会議事務局長殿

住 所

氏 名

印

この度、本委託に係る特定特許権等につき放棄する予定ですので、委託契約書第19条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特定特許権等の名称及び権利期間
- 2 特定特許権等を放棄する理由
- 3 特定特許権等の放棄予定年月日
- 4 特定特許権等登録年月日
- 5 特定特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ①相手先
 - ②実施期間
 - ③許諾料収入
- 6 特定特許権等が実施許諾期間中である場合、許諾相手方の承諾の有無

別記様式第13号

追跡調査（普及に移しうる成果・実用化しうる技術について実施）

公表 年度	担当者 (所属)	研究成果名	普及・実用化 ランク	普及・実用化の数値					普及・実用化の概要	普及・実用化への課題 等の解析
				数値 種類	数 値	単 位	年月 期間	備考		

(注) 普及・実用化ランクについては、次から選択する。

A：普及実用化 B：普及実用化に向けた準備段階 C：活用されていない

数値欄には、具体的な普及実用化の程度を数値として記入する。

例：「実施面積」、「農家戸数」、「生産量」等、複数回答可能

備考欄には情報源を記入する。

例：「研究聞きとり情報」、「〇〇団体調べ」、「市町村調べ」、「〇〇統計」等を記入